

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成28年度松阪市防災会議
2. 開催日時	平成28年11月21日(月) 午後2時15分～午後3時45分
3. 開催場所	松阪市産業振興センター3階研修ホール
4. 出席者氏名	(会長) 竹上真人 (委員) 川村謙一(代理)、新高庸介、長谷川耕一、服部喜幸(代理)、植嶋一宗、藤原佳明、山路茂、小林益久、東博武(代理)、三木淳、小林憲行、田中千津子、大平順子(代理)、辻村好正(代理)、野呂純一(代理)、長井雅彦、長島喜久雄、小山利郎、山川良樹、田中正博、青木道夫(代理)、西原久雄、森本臣紀(代理)、堀端脩(代理)、村上宏明、山口美帆子、田上勝典、世古佳清、落合泰子、八田久子、中村文恵、殿村峰代 (事務局) 鈴木政博危機管理室長、船木精二防災危機管理・地域連携防災担当監、岩出康管理係長、小泉明弘リスク・防災係長、大西正基リスク・防災係主任、杉田幸平、小川真司
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	記者1名
7. 担当	松阪市 危機管理室 船木・岩出・杉田 電話 0598-53-4034 FAX 0598-22-1055 e-mail kiki.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

- 1 開会 会長(市長)挨拶
- 2 議事
 - ・平成28年度修正(案)松阪地域防災計画について
- 3 報告
 - ・平成28年熊本地震への松阪市の支援状況について
- 4 その他
 - ・津波ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの作成について

議事録

別紙のとおり

平成28年度松阪市防災会議 議事録

と き 平成28年11月21日(月)午後2時15分から

ところ 産業振興センター 3階研修ホール

事務局

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、只今より平成28年度松阪市防災会議を開会させていただきます。

皆様方におかれましては、お忙しいなか、平成28年度松阪市防災会議にご出席いただき、ありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、危機管理室リスク・防災係主任の大西でございます。よろしくお願いいたします。

まず、開会に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

なお、資料番号は各資料の右肩に記載しております。

1番上から

- 1 事項書
- 2 委員名簿
- 3 配席表
- 4 資料1 松阪市地域防災計画 修正等概要
- 5 資料2 松阪市地域防災計画 ビジョン編(案)
- 6 資料3 松阪市地域防災計画 新旧対照表
- 7 資料4 松阪市防災会議委員からの事前意見
- 8 資料5 平成28年熊本地震について
- 9 資料6 ハザードマップについて
- 10 資料用の封筒

以上でございます。資料は全てお揃いでしょうか。

<確認の時間>

不足の資料がございましたら、お申しつけ下さい。

なお、「松阪市防災会議条例」第3条第5項第8号に規定する委員の皆様、並びに、本年4月以降に異動等で変わられた委員の皆様につきまして、本来であれば、委員お一人ずつに委嘱状を交付させていただくところではございますが、時間の制約上、あらかじめお手元に配布させていただきました。失礼とは存じますが、ご了承のほど、お願いいたします。

事務局からのお願いでございますが、携帯電話等お持ちの方につきましては、会議中は、マナーモードの設定をお願いいたします

それでは、お手元の事項書により進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして、松阪市防災会議の会長であります竹上市長よりご挨拶申し上げます。

会長

平成28年度松阪市防災会議の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、当会議の開催にあたり、お忙しい中、多数の委員の皆さまにお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

また、日頃は市政全般にわたり、多方面からご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、本年は、4月に熊本県を中心に九州地方で、また10月には鳥取県中部で、それぞれ大きな地震が発生しました。特に、熊本地震では、震度7の非常に強い地震が2回発生したことにより、建物の倒壊や土砂崩れなど、熊本県を中心に甚大な被害が発生しました。

この地震では、一時は18万人もの避難者が生じたと言われておりますが、そのなかで、車やテントでの生活を送られた方も含めた在宅避難者への支援のあり方や、全国からの支援物資などの受援体制など、大規模災害時における様々な課題が浮き彫りとなりました。

また、益城町や宇土市では市役所庁舎が大きな被害を受けたため、行政機能を喪失するなど、私たち公助を担う者に対しましても、課題が生じたところでございます。

本市におきましても、南海トラフを震源とした地震による被害が危惧されております。市民の皆さんが安心して快適に暮らしていただくためにも、これらの災害の教訓を生かして、市民や地域・市民団体・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を果たしながら、連携・協力していくことがますます重要となってまいります。

そのために、市としましては、今年度から来年度にかけて、地域防災計画の大幅な改定を予定しております。地域防災計画につきましては、本会議において、毎年様々なご意見、ご議論をいただきながら策定してまいりましたが、市民や地域の方々より、「分かりづらい」とのご意見をいただいております。このことから、市の防災対策に対する目標を示すとともに、取組主体を明確にすることにより、誰にでも分かりやすい計画とすることを目的に、改定を進めてまいります。

本日は、地域防災計画の改定(案)に対し、それぞれのお立場から積極的なご意見やご提言をしていただき、幅広い視点からご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に際してのごあいさつとさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日の会議は、委員総数40名に対し、代理出席を含めて33名のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

また、本日ご出席いただきました委員の皆様のご紹介につきましては、皆様から自己紹介をいただくのが本意ですが、時間の都合上、本日お配りしました委員名簿によりまして、ご紹介にかえさせていただきます。ご了承ください。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

松阪市防災会議条例 第3条の規定により「会長は会務を総理する」となっておりますことから、議事の進行につきましては、会長であります竹上市長にお願いしたいと思います。

竹上市長、よろしく申し上げます

<p>会長</p>	<p>はい。それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事進行が円滑に進みますよう、皆様のご協力をお願いいたしますとともに、松阪市の地域防災計画をこれまでも増して実効性のある、また、より良く、充実した計画とするため、忌憚のないご意見をよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、事項書2松阪市地域防災計画の修正についてを事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>危機管理室の岩出です。 よろしくをお願いいたします。</p> <p>早速でございますが、平成28年度修正(案)松阪市地域防災計画についてご説明申し上げます。</p> <p>資料①をご覧ください。まだ記憶には新しいのですが、昨年度には関東・東北豪雨、今年度に入り、熊本や鳥取で大きな地震が発生しました。こうした近年の災害の教訓や本市の地域防災計画策定における課題点を整理し、「1. 修正等の背景」の部分にて大きく4つの課題を整理しています。</p> <p>平成27年9月に発生した関東・東北豪雨においては道路冠水や河川決壊などにより職員参集に困難を極め、初動期における災害対策機能や復旧活動の長期化による職員の疲弊、地域防災計画の実効性など多くの課題が明らかになりました。</p> <p>平成28年4月の熊本地震では庁舎の災害対策機能や受援体制構築の必要性、罹災証明発行に係る実施体制の整備、避難所以外の在宅等避難者への対応など、改めて課題が生じました。</p> <p>本市の地域防災計画は国、県の動向と照らし合わせ、平成26年度には震災編、平成27年度には風水害等編を中心に大幅に修正をしてきましたが、防災施策を講じる上での目指すべき方向が明確ではありませんでした。</p> <p>各方面より、「市民等に読んでもらえるようなわかりやすいものに」というご意見をいただいています。</p>

続いて、平成 28 年度修正の基本的方針をご覧ください。

先ほどの4つの課題をクリアしていくために、本年度の修正はこの2点を基本的な柱とした修正・改定を行います。

まず、(1)近年発生した災害の教訓を反映した修正を行います。

次に(2)防災施策の目指すべき方向(防災ビジョン)を明確にし、わかりやすい地域防災計画へと改定していきます。

続いて、3. 計画の構成見直しについてですが、ここではみなさまのお手元にございます現行の平成 27 年度修正の構成と、平成 28 年度の構成案について説明させていただきます。

本計画は、本冊「共通編」、「風水害等編」、「震災編」としています。

なお、わかりやすいものとするを目的に、平成 28 年度～平成 29 年度にかけて、改定案のとおり構成の見直しを行います。

平成 28 年度は防災ビジョン及び具体的行動計画にて構成したものを作成し、平成 29 年度には各分野別にてマニュアルを作成していきます。

防災ビジョンを策定する理由としましては、今年度の松阪市総合計画の改定と整合を図るとともに、これまで地域防災計画の基本理念と基本目標という形で記述はございますが、以前の総合計画をベースとしたものとなっているため、今回ビジョンを策定し、改定するというものでございます。なお、これらの具体的な中身については数値目標を掲げるとか、そういったものではなく、現行計画と今回の修正案をベースにし、あくまでも構成をこのように変えていくというものでございます。

ビジョンにつきまして、先に資料②をご覧ください。

1ページ目に、ビジョン編の構成案を記載しました。ビジョンについては平成 28 年度改定の松阪市総合計画との整合を図り、「災害時の人的被害ゼロ」としております。このビジョンの実現に向けて、具体的な4つのテーマとして 1、災害に強い松阪市をつくる 2、実践的な防災行動力を向上する 3、命を守り、つなぐための応急体制を整備する 4、くらしの再建と復興に向けた準備に取り組む を掲げており、それぞれのテーマに対し行動計画編において施策を記述するものとします。

2ページ目から5ページにかけてをご覧ください。行動計画編において、4つのテーマに

ぶらさげる施策を記載しています。

6ページ目をご覧ください。ビジョン編第3章の防災ビジョンについて委員のみなさまよりご意見をいただきたく、その具体的な記述について6～7ページに記載してございます。

さきほども説明しましたが、防災ビジョンを「災害時の人的被害ゼロ」としています。2段落目をご覧ください。「平成28年度に改定した～目標としています。」こういった背景から、防災ビジョンをこのようにしております。このビジョンについては総合計画とともに4年間の計画期間として設定し、「行動計画編」についてはこれまで通り、国、県の法・計画の改正等をふまえつつ毎年見直しを行います。

続いて8ページをご覧ください。

行動計画編の一例を記載してございます。ここでは現行計画の「節」単位で、取り組み主体と、取り組みの概要を基本方針として掲げることで「どこがなにをするか」といったことを簡潔にまとめていきます。これにより、よりわかりやすいものになると考えております。

なお、この取り組み主体については現行計画にも記述はありますが、市の組織においてあいまいなところもありますので、各部局に対し、取り組み主体の明確化をお願いしているところでございます。

ここで、再び資料①の説明に戻りますが、今年度についてはさきほど説明したビジョン編と行動計画編に構成を改定し、来年度、各課レベルでの災害時行動マニュアルの策定を予定しており、案が作成できた時点で本防災会議にてご審議をいただきたいと考えております。

これまではビジョンと構成についての説明でしたが、ここからは今年度修正のもうひとつの基本方針である「(1)近年発生した災害の教訓を反映した修正」について説明申し上げます。主要となる修正事項は(1)～(7)の7項目で、その他関係機関のみなさまや庁内各課よりいただいた修正案についてはそれぞれ全て新旧対照表に記載をしておりますので併せて資料③もご確認ください。

新旧対照表1ページ目の上段を合わせてご覧ください。

市職員が災害時の状況に応じた的確な対応ができるとともに、職員の防災意識、当事者意識を向上することを目的に、さきほども説明しましたとおり、平成29年度において「災害時行動マニュアル」を各班・課別に策定していきます。

また、マニュアルは「誰が」「何を」するのかといった観点のほか、業務継続性の観点を持たせることとします。

そのことを地域防災計画に位置付けるため、新旧対照表のとおり修正を行っています。

(2) 避難体制の整備

新旧対照表の1ページ中段から3ページ中段を併せてご覧ください。

現行の第4節「避難体制の整備」を、「避難体制の整備」と「避難所開設・運営体制の整備」に大別します。また、各節の構成を下線のとおり修正します。

1-4(第4節) 避難体制の整備

2. 避難先の定義・位置づけ

避難先は「退避先(指定緊急避難場所)」と「避難所」に大別しています。

このうち、「避難所」について、市があらかじめ指定する「指定避難所」と地域が独自に開設することが想定される「地区避難所」に大別します。

「避難所」とは(1) 指定避難所

当該被災地域における被災者の生活再建の拠点となる避難所であり、災害対策基本法に基づき指定を行う避難所

(2) 地区避難所

地域がそのコミュニティを維持し、指定避難所を補完するために独自で開設する避難所

1-5(第5節) 避難所開設・運営体制の整備

3. 避難所における備蓄配備の考え方

本市が備蓄している物資・資機材等については「指定避難所」へ配備を行うことを追記します。

4. 在宅等避難者への支援

熊本地震でも課題になりましたが、避難所外避難者への支援を円滑に行うため、在宅や地区避難所等で避難生活を送る被災者を「在宅等避難者」とし、指定避難所を在宅等避

難者への支援拠点として位置づけることを明記します。

5. 広域避難への対応

平成24年度に改正された災害対策基本法を受け、大規模な災害時で市民の生命、身体への保護または居住場所の確保が困難な場合において、三重県内の他の市町へ一時的な滞在の必要がある場合に、市民の受入れについて受け入れ先の市町と協議することを追記します。

(3) 関係機関との連携及び応援・受援体制の整備

新旧対照表の3ページを併せてご覧ください。

第8節 関係機関との連携及び広域連携体制の整備

大規模な災害が発生した場合、行政機能が低下し、市が実施すべき災害応急対策に必要な人的・物的資源が不足するため、外部からの支援を受ける必要があります。

しかし、東日本大震災などの過去の災害では、応援の受入窓口の不明確さや宿泊場所等の環境整備の課題などにより、外部からの応援を十分に活用できず、職員等の派遣を断らざるを得ない事態が発生しました。

そうした教訓を踏まえ、受援調整担当や応援が必要な業務の抽出、派遣を要請する職種、宿営場所の候補地など、あらかじめ受援に必要な対策についてまとめた受援計画を策定します。

(4) 災害対応体制の実効性の確保

新旧対照表の4ページから5ページを併せてご覧ください。

第1節 本市の防災組織

災害対応体制の実効性の確保

2. 災害対策本部

現行計画において、災害対策本部の設置に関する規定についての記載はしていますが、運営に関する記載がありませんでした。

そこで、大規模災害が発生した際の災害対策本部設置・運営に関して留意すべき点とし

て以下の内容を追記します。

(1) 対応方針の明確化

災害対策本部会議等において災害対応の目標と対応方針を明確にし、災害対応の見通しを被災者に示すこととする。

(2) 執務環境の確保

災害対応においては関係機関等との情報共有や連携を図る上で一定の執務場所が必要となることから、広い執務場所が確保できるよう努める。

5. 長期化を見据えた職員配置

大規模な災害においては災害対応が初動～応急～復旧・復興といった長期に及びます。そのため、職員の交替制の構築など健康管理や心のケアにも十分配慮する必要があるため、長期化を見据えた職員配置について追記します。

(5) 指定避難所の開設、運営管理

新旧対照表の6ページから7ページを併せてご覧ください。

2. 避難所開設

市は避難者等に対し、指定避難所の開設を行い、名簿の作成や情報提供、物資の配給などの救護を行います。

また、指定避難所への支援は避難者に対して行うだけでなく、在宅等避難者への支援も併せて行い、発災後においても避難者及び在宅等避難者に対し、食糧その他の物資等を配給します。

(6) 福祉避難所の開設

新旧対照表の7ページを併せてご覧ください。

4. 福祉避難所の開設

市は避難所生活において特別な配慮を要する者に対し、福祉避難所を開設します。平成24年7月に松阪市介護サービス事業者等連絡協議会と協定を締結し、当該協議会加盟事業所を福祉避難所と位置づけをしています。

しかし、災害発生後の限られた福祉避難所の確保数や移送手段の中で、いかに優先度の高い要配慮者を福祉避難所へ誘導するかという課題があります。

そこで、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月)」を参考に、指定避難所等においてスクリーニング(福祉避難所への移送対象者の選別)を実施する必要性があることについて明記します。

(7) 受援体制の確保

新旧対照表の8ページを併せてご覧ください。

大規模な災害により行政機能の低下を招き、市のみの対応が不可能又は不可能と予想される場合、発災後に各方面へ応援要請を行い、人的支援及び物的支援を受け入れることとなります。

そこで、応援要請前に調整すべき点について下記のとおり追加します。

1-8 受援体制の確保

1. 応援の要請

応急措置及び災害応急対策を実施する上で必要があると認めるときは、各協定及び災害対策基本法第67条などの規定により応援の要請を行い、災害応急対策に万全を期すこととする。

2. 応援の受入窓口の設置

災害対策本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び連絡員との調整スペースを設置し、対応の一元化を図るとともに要請先との連絡・調整を行う。

3. 要請内容の検討

応援を要請すべき資源(人・物)の状況について把握し、保有する資源と照らし合わせながら要請内容について具体的な検討を行う。

また、活動エリアや内容、期間について要請先と調整の上、決定する。

4. 拠点の確保

応援要請をするにあたり、応援要員の活動拠点等を確保する。

5. 業務の引継ぎ

要請内容に応じて活動要領を作成するとともに、担当者間での業務の引継ぎを確実に
行う。以上が修正概要となります。

繰り返しになりますが、その他関係機関や庁内各課よりいただいた修正案については内
容を事務局にて確認した上で新旧対照表に反映をしております。

主に、情報伝達手段にホームページやSNSを加える、災害時のパトロールの班編成の
修正、災害廃棄物処理計画の策定、消防組織の招集基準の修正、蓮ダム管理所の災害
対応、改正水防法を受けた下水道管理者の水防活動への協力といった部分につきまして
修正をいたします。

その他、資料④としまして、蓮ダム管理所様よりご意見を頂戴しておりますので資料とし
て掲載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、ご審議いただきたいと思います。

会長

多様な角度から皆様のご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします
す。

事項書2の「松阪市地域防災計画の修正」について、ご質問・ご意見等あります方は、挙
手をお願いします。

委員

1 点目は、熊本地震の時に福祉避難所が直接、被害を受けています。1,000 カ所ぐらい
ある中で、1~2 割しか使えない状態でありました。その施設の従事者も被災していて活動
できなかったと聞いております。松阪市でもこのような状態になることは想定できるため、松
阪市だけではなく近隣市町と連携し、広域で使用できるように考えているのでしょうか。

2 点目は、津波対策として沿岸部地域の小学校に非常用階段は設置してあるのしょう
か。

明和町の避難タワーのように活用できるのでしょうか。

事務局	<p>2点目の津波対策でございますが、国道23号線より海側にある小学校については、非常用階段の設置は完了しています。地域の方がいつでも避難できるように震度5弱以上を感知すると開くようになっている自動解錠ボックスの中に階段の鍵が入れています。</p> <p>1点目の福祉避難所の関係でございますが、現在、松阪市介護サービス連合協議会と個別の施設に対して協議を進めている段階でございます。委員ご指摘のとおり、近隣市町との連携についても、今後しっかりと協議していきたいと考えております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。三重県内でも熊本県と同じようなことが想定されると思っていますので、松阪市においても参考にしていただきたくご質問させていただきました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ほかにご意見・ご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>失礼します。</p> <p>① まず、要援護者名簿の登録方法についてですが、現在平成27年度修正となっておりますが、平成28年度修正はいつされるのでしょうか。</p> <p>② その名簿の登録に記載する電話番号ですが、自宅の電話番号では連絡が取れない場合が多いため、連絡の取りやすい電話番号を記載するべく旨を申請書に記載するほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>③ 要援護者に対する援助活動の項目において、乳幼児についても名簿を利用してとあるが、乳幼児に対しても名簿があるのでしょうか。</p> <p>④ 要援護者の収容人数について、実際の要援護者数を把握されているのでしょうか。また、その家族や付き人等は1人以上必要であると思うので、その人数も計上されているのでしょうか。</p> <p>⑤ 福祉避難所における災害時の対応マニュアルを義務付けることはできないのでしょうか。マニュアルがないと、何をしたらいいかわからないことが多いですし、それをもとにそれぞれ年一回程度で防災訓練の実施もしていきたいと思っております。</p>

事務局	<p>① について、名簿の更新をし、登録を行うことで有効なものとしています。本来、申請をいただいた時点で有効な名簿とし、あらかじめ地域に提供し、本人の同意が無くても支援の協力を要請するものでございます。しかし、現在では、個人情報保護等の観点から事前の名簿提供は行っておらず、今後、あらかじめの提供を行える仕組みづくりを構築していく段階でございます。</p> <p>② について、ガイドライン上では電話番号という表記ではございますが、委員ご指摘のとおり連絡の取りやすい番号は重要であります。地域で声かけ助け合い制度の申請においては、本人及び地域支援者の電話番号を記載していただくよう取り組んでおります。</p> <p>③ について、現在、乳幼児の名簿はございません。発災後の対応にはなりますが、健康推進課より乳幼児健診の情報から把握していくという段階でございます。</p> <p>④ について、スクリーニングを行い、どの方が福祉避難所に入るのかを検討する必要があることをご理解いただきたいところでございます。現在、福祉避難所の総収容人数においては未計上でございます。委員ご指摘のとおり、家族や付き人が必要なことから、ガイドラインでは一人当たり 5 m²の面積が必要と表記してあります。これらを踏まえて各福祉避難所と協議していき、収容人数の把握の検討をしている段階でございます。</p> <p>⑤ について、委員ご指摘のとおりマニュアルの存在は重要であると考えております。</p> <p>このことについて、今年度は介護事業者の代表者会議において、マニュアルの必要性を周知しており、それに基づく訓練等も必要であることから、マニュアル作成の検討をしている段階でございますのでよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>ありがとうございます。お手間ではございますが、年に一回の名簿の更新作業に加え、要援護者を各地域で把握するだけでなく、市として統一的な要援護者情報を各地域に周知することをしていただくことを検討していただけないでしょうか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、年に一回の名簿の更新・見直しは考えていきたいと思っております。また、市として統一的な情報を各地域に周知できるよう検討していきたいのでよろしくお願いいたします。</p>

委員	<p>たします。</p> <p>要援護者の問題について、松阪市は手上げ方式であるが、津市は名簿等の情報を周知されるのは困りますという方のみ把握する逆手上げ方式であります。ご参考までに周知させていただきます。</p>
会長	<p>松阪市も津市の逆手上げ方式については把握しております。このことについて、委員ご指摘のとおり松阪市の手上げ方式について再度見直しをする必要があるのかなといったところですが。理由として、人口 17 万人に満たない松阪市において 2 万人以上の要援護者がいるということから、避難所の収容力が足りないことや支援者もなかなか集まってこないといった状況でございます。これらを踏まえて、少しお時間をいただきますが、制度の方式について見直しを検討していきたいと考えております。</p>
委員	<p>3 点ございます。</p> <p>① 地域防災計画の平成 28 年度修正はこの会議での了承により完了なのでしょうか。</p> <p>② 避難路の整備について追加されているが内容はどのようなことなのでしょうか。</p> <p>③ ご質問というよりはご要望にあたりますが、櫛田川について、水位周知河川ではないため水位の基準等がないところです。蓮ダムの上水により平成 6 年に 160 戸ほど床上・床下浸水した経緯があります。防災みえでは水位の上昇等の情報は掲載されていますが、近隣住民の方々へ分かりやすく周知するために地域防災計画への基準水位等の記載を検討していただけないでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>① 今年度より新たに策定するビジョン編につきましては総合計画に基づいて策定し、本日提案させていただいた資料等をご承認いただければその通りに策定いたします。行動計画編につきましては、取組主体、取組概要を基本方針とし、校正につきましては従来通り毎年度行っていく予定であります。</p> <p>② 避難体制の整備についてですが、改正土砂災害防止法の関係で地域防災計画の風</p>

	<p>水害等編 25 ページに記載をしておりますが、市としましては避難路の指定には至っておらず、安全な避難経路を周知するのみであり、それを基に皆様に避難経路を考えていただくという内容でございます。</p> <p>③ 今年度の改定に記載できる状態ではございませんが、今後は水位情報や避難勧告等の情報を地域防災計画に記載していくよう検討していきたいと考えております。</p>
委員	<p>2点ございます。</p> <p>① 市長も先ほど言われた小冊子についてですが、これはいつ頃完成する予定なのでしょうか。</p> <p>② 市の防災訓練についてですが、津市の防災訓練では中学生の参加者が多く、松阪市も参考にさせていただきたいと感じました。</p>
事務局	<p>① 小冊子ですが、平成29年の4月から準備を進める予定でございまして、夏頃には完成し、市民の皆様に配布できる状態を予定しております。</p> <p>② 今後、松阪市の防災訓練においても小中学生の参加率向上のための工夫を検討してまいります。</p> <p>なお、市が実施する中学生対象の防災訓練として、各年度、順番に市内中学校4校を対象に行っております。</p>
会長	<p>他にご意見等がないようですので、ここで質疑を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、お諮りいたします。「平成28年度修正(案)松阪市地域防災計画について」は、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p> <p>《 異議なし 》</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、原案のとおり承認し、決定とさせていただきます。</p>

- ・平成 28 年 4 月 14 日に M6. 5 の地震が発生 (のちに前震とする)、4 月 16 日に M7. 3 の本震が発生。
- ・この地震はハザードマップ等で想定はしていたが、まさか発生に至るとは予想していなかった。
- ・前震の発生により、多くの住民が避難していたため、人命が多く助かったのではと言われ、これにより応急危険度判定の重要性が増した。
- ・益城町の木造建築調査による倒壊した建築物の耐震基準別割合では、昭和 56 年以前の旧耐震基準では約 28%、昭和 56 年～平成 12 年までの新耐震基準では約 7%、平成 12 年以降の現行耐震基準では約 2%となっている。

「応急危険度判定について」

- ・余震などによる二次災害防止のため応急的に建築物の倒壊危険度を判定し、段階分けする
- ・松阪市における応急危険度判定士は市職員 10 名、民間 168 名の登録がある。
- ・判定士は九州ブロックから中部ブロックへの要請により松阪市から熊本県へ派遣された。
- ・平成 28 年 10 月には、松阪市で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、建築士が参集し応急危険度判定を迅速に行えるよう建築士会と協定を締結した。

「現地の写真にて活動内容の説明」

(別紙資料参照)

事務局

以上で、「平成28年熊本地震への松阪市の支援状況」についての報告を終わらせていただきます。

会長

ありがとうございました。

それでは、事項書3の「平成28年熊本地震への松阪市の支援状況」について、ご質問等あります方は、挙手をお願いします。

委員	<p>先ほどの地域防災計画修正に関して、質問があります。今お伺いしてもよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>この防災会議には看護協会の方が見えませんが、国民保護協議会のように看護協会の方の参加を検討していただきたいと思ひます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。参考にさせていただきます検討してまいります。</p>
委員	<p>私からも先ほどの件について質問させていただきます。</p>
事務局	<p>要援護者対策に関してですが、高齢者の方への耐震啓発は行っているのでしょうか。</p> <p>地域での防災訓練、出前講座等の機会を利用し、無料の耐震診断・家具固定・耐震シェルター設置などの制度を周知させていただいております。</p> <p>また、ご依頼をいただければ耐震啓発活動をいたしますのでよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>耐震シェルターの設置費用の相場は 40 万円～50 万円と聞いております。これについて何か助成制度等はございますか。</p>
事務局	<p>要援護者の方がお住まいの世帯、ご高齢の方のみの世帯を対象に助成制度を設けています。また、耐震啓発に関してですが、松阪市では旧耐震基準の木造住宅を対象に、耐震化の促進・補助制度の説明等を委託業務として開始しました。今後 3 年間で市内全対象住宅への訪問を目標に行っていくところでございます。</p> <p>他にご意見等がないようですので、ここで質疑を終わらせていただきます。</p>
会長	<p>皆様のご協力で本日の予定していた事項は、全て終了させていただきました。ありがとう</p>

事務局	<p>ございました。</p> <p>最後に、事項書4の「その他」でございます。</p> <p>はじめに、事務局より報告をお願いします。</p> <p>危機管理室管理係の杉田です。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、津波ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの作成について、ご報告申し上げます。</p> <p>今年度、津波ハザードマップと土砂災害ハザードマップの更新を行うため、新たに作成をしております。</p> <p>おおよそ完成に近づいてまいりましたので本日、初めてご覧いただきます。</p> <p>資料⑥をご覧ください。</p> <p>一番上から、津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの宇気郷地区の飯福田・与原、宇気郷地区の柚原・後山、柿野地区、仁柿地区、有間野地区、粥見地区、土砂災害に関する啓発面となっております。</p> <p>まず一番上の津波ハザードマップですが、片面、B1サイズにて作成をしております。</p> <p>この津波ハザードマップはこれまでにM8.7の地震を想定したものを作成・配布していましたが、東日本大震災を受けて三重県が新被害想定を発表したこともあり、M9クラスのハザードマップとして作成しなおすこととしました。</p> <p>図中の着色部分は平成26年3月に県が発表した理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した際の浸水エリアを示したものです。その浸水エリアの外側に赤色で太めの線が引いてありますが、これは津波避難の目標ラインとして設定をしております。さらに、青色の太線と点線を引いていますが、これはそれぞれ海拔5メートルと10メートルを目安として引いております。</p> <p>また、津波避難ビルと代表的な指定避難所（小中学校）をピクトで位置を表示するとともに、津波避難ビルについては今回、避難場所が何階以上なのか、ビル自体の海拔はどれくらいなのかがわかるよう、左上の一覧表にて整理をしております。</p>
-----	--

図面の左にはもうひとつ青色の地図があるかと思います。これも平成26年3月に県が発表したものです。これは地震発生後、人の移動が困難になるといわれている30cmの浸水が始まる時間を示したものです。どの場所が早く浸水が始まるのかがわかりますので、どの方向へ避難すべきかを検討する際に活用します。なお、本市においては津波到達まで1時間ほどありますが、堤防の沈降等によって海水が入りこむことによってその前に浸水が始まるのが想定されています。

今後、年内には最終校正し、1月末までに印刷を行い、沿岸部の地区全戸へ配布していきたいと考えております。

続いて、土砂災害ハザードマップですが、これは土砂災害防止法に基づき、三重県が土砂災害の危険性等について基礎調査を行い、警戒区域、特別警戒区域、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンですが、それらを可視化したマップです。イエローゾーンとは、土砂災害のおそれがある区域で、レッドゾーンはさらにそのおそれがあり、開発行為や建築物の構造規制等がある区域をいいます。

一覧表の中で、イエロー、レッドに入っている避難場所には危険性をお知らせするため、それぞれ着色をしております。

現実的な問題として、避難所となっている場所でもこういった区域の中に入っている場合がございます。

したがって、このマップをもとに、今後地域でもって安全な避難場所や避難経路等を選定・検討いただけるための基礎資料となるよう、地区ごとに作成しております。

指定の緊急避難場所については安全な場所が少ないため、地域でもって市の公共施設以外に、安全な場所へ避難するといった取り組みも各地で行われております。今後そういった活用をいただけるよう、作るだけでなく、住民協議会や自主防災組織等へも働きかけや啓発・支援を行うなどをしていきたいと考えております。

最後の1枚は土砂災害ハザードマップの裏面に掲載する啓発部分の内容です。とくに、気象情報や避難情報をもってどのように住民が行動すべきか、といった避難に資する情報を掲載しています。

土砂災害ハザードマップにつきましては、11月中には印刷が終了し、年明けに

<p>会長</p>	<p>は対象地区へ配布していけるかと考えております。</p> <p>以上で、津波ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップについての報告とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>このことについて、ご質問等あります方は、挙手をお願いします。</p> <p>ご意見等がないようですので、ここで質疑を終わらせていただきます。</p> <p>最後に、全体をとおして、皆様から何かご意見やご提案等はございますか？</p> <p>さまざまなご意見をいただきましたので、これまでも増して、より充実した「松阪市地域防災計画」にしていきたいと思います。</p> <p>本日は、長時間にわたり、熱心なご審議、また、多様な視点からのご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>今後とも、委員の皆様方におかれましては、防災会議をはじめ、市防災行政ならびに市政全般にわたり、ご理解とご協力を賜りますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局にお返しします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして、平成28年度松阪市防災会議を閉会させていただきます。</p> <p>お帰りの際は、お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。</p> <p>本日は長時間にわたり、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">＜15:45閉会＞</p>